

下水道事業受益者分担金及び受益者負担金に関する算定表

○戸数算定表

建築用途	処理対象人員	戸数の単位
共同住宅、事務所等	20人以下	1戸分
	21人以上50人以下	2戸分
	51人以上100人以下	3戸分
	101人以上200人以下	4戸分
	201人以上300人以下	5戸分
	301人以上400人以下	6戸分
	401人以上500人以下	7戸分
	501人以上	8戸分

○処理対象人員算定表

共同住宅、事務所等の用途	処理対象人員	
	算定式	算定数値
公会堂・集会場	(地区集会所及び消防屯所を除く。) $n = 0.08A$	$n = \text{人員 (人)}$ $A = \text{延べ面積 (m}^2\text{)}$
併用住宅	当該建物の延べ面積の2分の1以上を居住以外の用途に使用する目的で建設された建物 (ただし、第三者に飲食を提供するための厨房設備、第三者に使用させるための便所のいずれも有していない場合は、専用住宅とする。) $n = 0.075A$	
店舗・飲食店	$n = 0.075A$	
体育館・運動場	$n = 0.065A$	
事務所	$n = 0.06A$	
共同住宅	$n = 0.05A$	
診療所・医院	20床以下 $n = 0.19A$	

工場・作業所	$n = 0.3P$	$n = \text{人員 (人)}$
保育所・幼稚園・小 中学校	$n = 0.25P$	$P = \text{定員 (人)}$
病院・療養所	業務用厨房設備・洗濯設備有、300床以上 $n = 11.43 (B - 300) + 2,400$	$n = \text{人員 (人)}$ $B = \text{ベッド数 (床)}$
	業務用厨房設備・洗濯設備無、300床以上 $n = 7.14 (B - 300) + 1,500$	
	業務用厨房設備・洗濯設備有、300床未満 $n = 8B$	
	業務用厨房設備・洗濯設備無、300床未満 $n = 5B$	
学校給食センター	$n = 0.1125K$	$n = \text{人員 (人)}$ $K = \text{給食数 (食)}$
公衆便所	$n = 20 (1 \text{ 建物})$	$n = \text{人員 (人)}$
ガソリンスタンド	$n = 20 (1 \text{ 営業所})$	
上記の用途に属さ ない施設	「建築物の用途別によるし尿浄化槽の処理対象人員 算定基準 (J I S A 3302)」により算定する。	